

千葉市市政情報モニター設置・運用事業 仕様書

本仕様書は、千葉市（以下「市」という。）と協働事業者との間で締結する協定に基づき、千葉市役所本庁舎及び各区役所等において、市政情報モニター等関連機器（以下「モニター」という。）を設置し、行政情報等を静止画又は動画で提供する事業の内容を定めたものである。

1 協定期間

協定締結日から令和3年5月31日までとする。なお、協定は5回を限度に継続できるものとし、双方から特段の意思表示がない場合は、同一条件で1年間自動継続するものとする。ただし、協定期間中において協定の変更・解除の申し出を希望日の3か月前までに書面で通知した場合、双方協議の上協定を変更・解除することができる。

2 モニター設置・管理運用

協働事業者は、モニターを搬入・調整し、市に無償で貸与するものとする。

モニターは、必置施設に各1台を設置しなければならない。また、このほかに必置施設を含む市の施設への設置を提案することができる。

ア 必置施設については、「参考1 必置施設見取り図」を参照のこと。

イ 必置施設内の具体的な設置場所及び提案による設置については、提案内容にかかわらず協定締結までに市の承認を得た場所に限るものとする。

ウ モニターで利用する電源は、各施設に設置済みのコンセントを利用しなければならない。

エ 協働事業者は、モニターの設置に際し、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の妨げとならない場所及び構造にしなければならない。また、モニターの転倒又は破損等により、庁舎の利用者に危険を生じない方法により設置しなければならない。

オ 協働事業者は、モニターの障害、毀損、汚損、紛失等により本事業に支障が生じた場合は、速やかに復旧等の適切な措置を講ずるものとする。

カ モニターの設置、撤去、清掃の作業等を行う場合は、事前に市と日程等を調整すること。

3 モニター仕様

(1) 種類：広告表示ディスプレイ

(2) 画面サイズ：必置施設 42インチ以上
提案による設置施設 27インチ以上

(3) 音声：音量調整（消音）が可能であること。

(4) 放映時間：必置施設は、開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、区役所の休日開庁日（原則毎月第2日曜日）は、午前9時から午後0時30分までとする。

提案による設置に係る施設は、当該施設の開館時間とする。

- (5) その他：市が機器の操作をすることなく放映時間に合わせ電源が自動的に起動・終了されること。

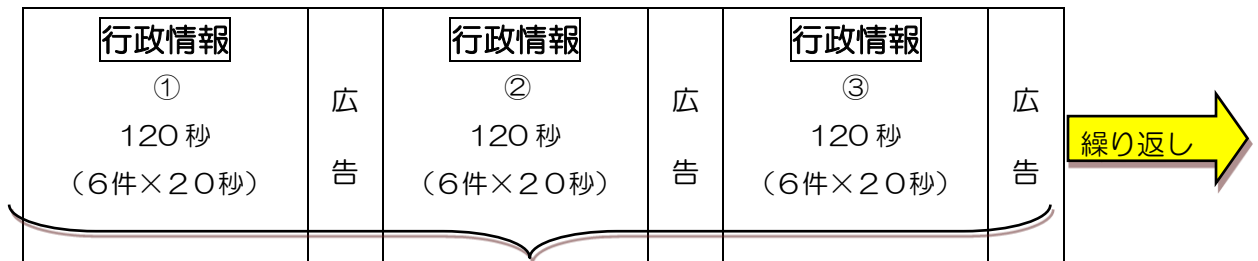
市が機器の操作をすることなく放映内容が更新及び配信されること。

4 コンテンツの制作・放映

放映するコンテンツは、行政情報と広告で構成するものとし、形式は「静止画」又は「動画」で音声なしとする。

放映にあたっては、行政情報6件（120秒＝6件×20秒）と広告（協働事業者が設定）で1組、3組（行政情報18件）で1編成とし、放映時間内に繰り返し放映するものとする。ただし、行政情報の内容によっては、1編成360秒を超えない範囲で、1組の行政情報の件数（秒数）を変更することができるものとする。

（放映編成イメージ）



1 編成

- (1) 行政情報データ

協働事業者は、行政情報データについて、市から提供されたデータを元に行政情報データを制作するものとし、原則毎月2回（1日・15日）更新するものとする。

- (2) 広告データ

協働事業者は、広告主の選定と広告データの内容について、「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」に合致しているか一次審査を行った後、市の審査を受け、承認された内容を放映するものとする。

市は、広告主及び広告等の内容が違反しているとき、又は本事業として適正でないと判断したときは、いつでも協働事業者に対し、広告主の変更及び広告データの内容の修正を求めることができる。

- (3) 放映開始日は、令和2年7月1日（水）とする。なお、市の承認を得て開始日以前に開始することができるものとする。

5 経費負担

協働事業者は、モニター設置・管理運用、コンテンツの制作・放映などの本事業の実施に係る一切の経費を負担するものとする。このうち、モニターの運用に係る電気代は、市が別途算定した金額を広告料と併せて市に支払うものとする。

6 広告料

広告料は、放映日数にかかわらず月を単位として算定するものとする。

ただし、前記4（3）の規定により放映開始日以前に開始する場合の放映開始月の広告料は、月額 of 広告料を当該月の日数で除し、放映日数を乗じて算定するものとする。

協働事業者は、協定で定める金額の当該年度放映予定月数分の広告料を、放映を開始する月の前月の末日までに一括して納付しなければならない。

ただし、前記1の規定により協定を継続する場合の納付期限は、当該年度の4月末日とする。

7 その他

（1）遵守事項

協働事業者は、庁舎の利用に関しては公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

また、協働事業者はモニターの設置及びコンテンツの制作等に際し、著作権、その他第三者の権利に関する問題が生じた場合、一切の責任を負うものとする。

（2）事業運用計画

本事業の実施に際し、運用計画書を市に提出しなければならない。

（3）原状回復

協働事業者は、次に掲げるときは、速やかにモニターを撤去し、原状回復しなければならない。

ア 本事業の協定期間が満了したとき。

イ 本事業の協定期間中に解除等の事由が生じたとき。

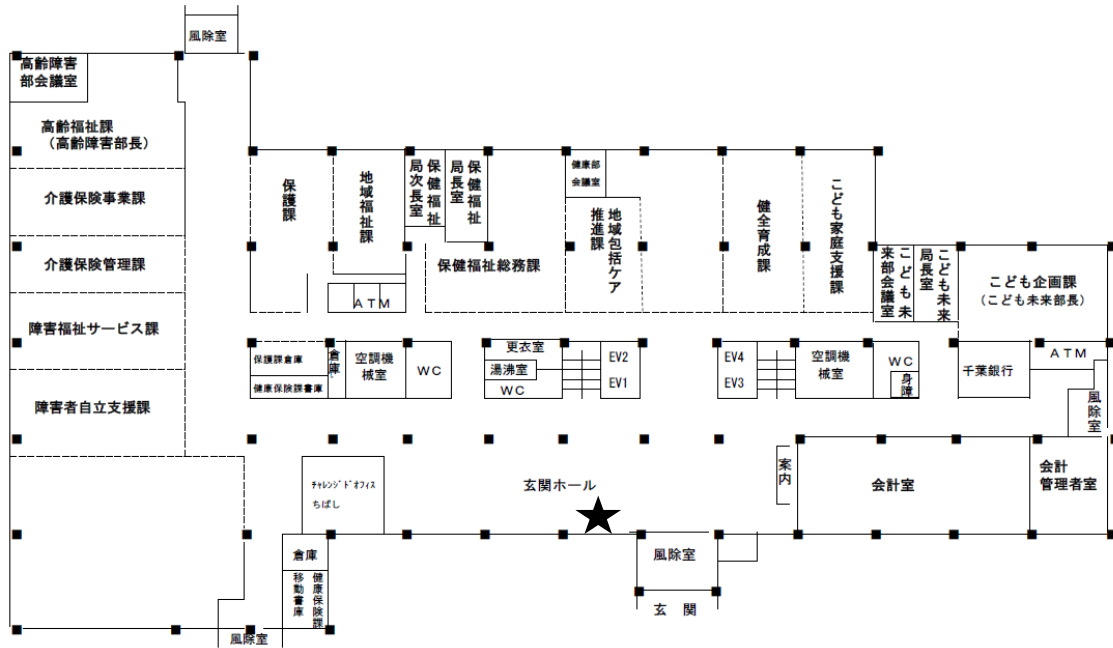
ウ 本事業の協定期間中に双方の合意により事業を終了させるとき。

<参考 1 >

必置施設見取り図

現状の設置場所 ★ 床置き ▲ 天吊り・壁掛け

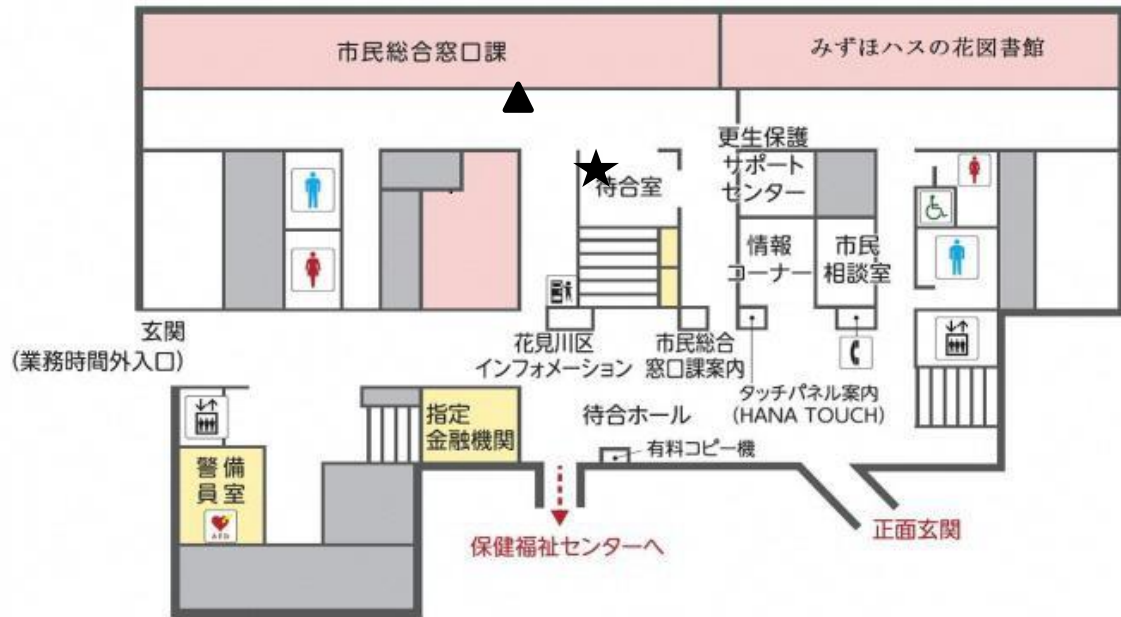
市役所本庁舎 1階（千葉市中央区千葉港1-1）



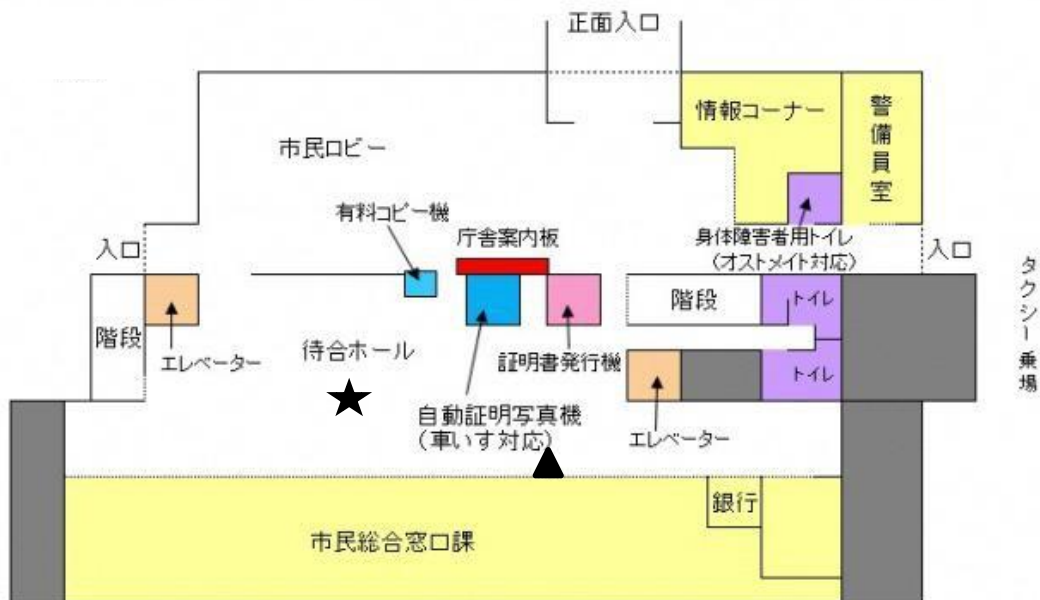
中央区役所 きぼーる 11階（千葉市中央区中央4-5-1）



花見川区役所 1階（千葉市花見川区瑞穂1-1）



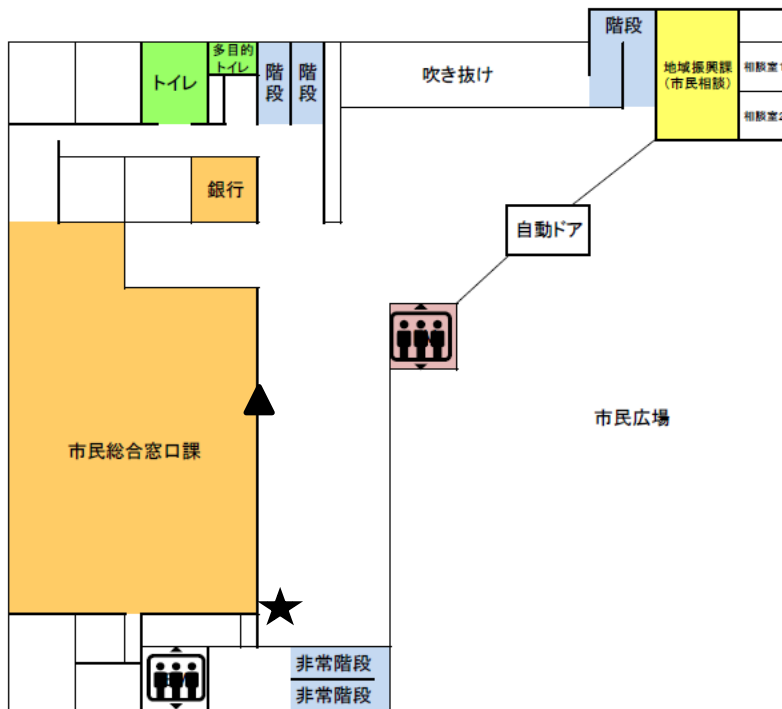
稲毛区役所 1階（千葉市稲毛区穴川4-12-1）



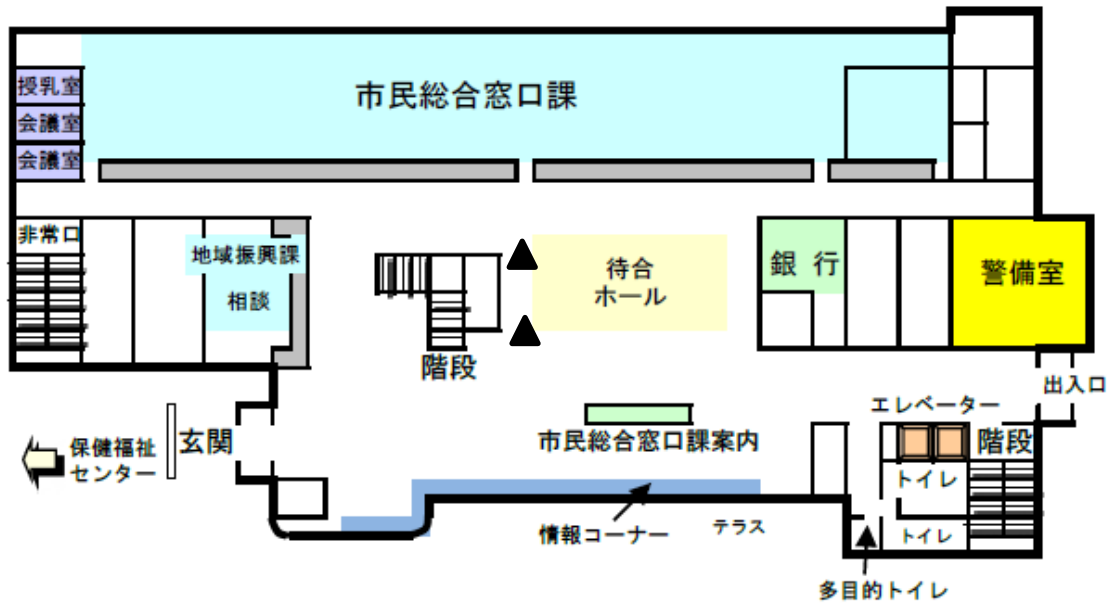
若葉区役所 1階（千葉市若葉区桜木北2-1-1）



緑区役所 2階（千葉市緑区おゆみ野3-15-3）



美浜区役所 1階（千葉市美浜区真砂5-15-1）



<参考2>

区役所及び市民センターにおける主な事務処理件数（平成30年度） [件]

	戸籍関係		住民登録関係		印鑑登録 関係事務	計
	事務処理	証明等交付	事務処理	証明等交付		
中央区						
市民総合窓口課	41,186	24,901	74,637	75,580	45,749	262,053
市役所前 C	430	10,405	7,195	33,570	19,634	71,234
生浜 C	419	3,418	2,574	9,343	8,422	24,176
松ヶ丘 C	344	4,241	2,826	12,137	11,385	30,933
花見川区						
市民総合窓口課	23,933	18,250	42,902	56,649	39,080	180,814
犢橋 C	199	1,435	1,437	4,998	5,200	13,269
幕張本郷 C	280	4,051	5,640	15,282	10,808	36,061
花見川 C	176	2,712	2,150	10,216	7,488	22,742
さつきが丘 C	77	1,521	739	4,968	4,302	11,607
稲毛区						
市民総合窓口課	20,875	22,545	41,245	75,666	53,105	213,436
山王 C	48	1,561	1,091	5,273	4,301	12,274
若葉区						
市民総合窓口課	21,763	21,300	48,191	63,337	46,237	200,828
泉 C	95	1,578	723	3,294	3,218	8,908
千城台 C	126	2,991	1,159	8,537	7,449	20,262
緑区						
市民総合窓口課	11,454	12,366	30,713	45,600	32,962	133,095
誉田 C	203	1,592	880	3,846	3,797	10,318
土気 C	417	5,058	3,369	14,358	13,779	36,981
美浜区						
市民総合窓口課	14,060	17,414	36,177	73,451	52,208	193,310